

高齢者の所在確認について

1 目的

区では、平成23年2月より75歳以上の高齢者（要介護認定者、高齢者サービス利用者、地域包括支援センターが実態把握をしている者を除く。）を対象に、日常生活の状況、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種見守り事業等を紹介し、個々人の状況に応じた見守りにつなげる高齢者の状況把握訪問事業を実施した。

本事業を実施した結果、対象の高齢者の中に事前に訪問辞退又は訪問時に直接会うことのできなかつた者がおり、総数が2,823人となった。

この直接会えなかつた高齢者についての安否確認を行うため、後期高齢者医療制度の情報を利用して、所在確認を行う。

2 対象者

高齢者の状況把握訪問事業における事前訪問辞退者及び訪問時に直接会うことのできなかつた者

2,823人

3 所在確認の方法

(1) 後期高齢者医療の被保険者の給付情報の確認

(2) (1)で確認できなかつた者については、職員等が自宅等を訪問し確認する。

4 個人情報の流れ

区（福祉部高齢福祉課）

申請 ↓ ↑ 個人情報の外部提供

東京都後期高齢者医療広域連合 ← 本人

対象情報：被保険者の被保険者番号、カナ氏名、生年月日、性別、住所、資格取得年月日及び医療給付情報

5 個人情報保護条例上の取扱い

東京都後期高齢者医療広域連合から、本人の同意を得ないで個人情報を収集すること及びその収集について本人への通知を省略することに該当するため、条例第8条第2項第5号及び同条第3項に基づき運営審議会の意見聴取が必要である。

事務連絡

平成22年9月17日

各区市町村後期高齢者医療担当課 御中

東京都後期高齢者医療広域連合総務部総務課

後期高齢者医療制度における被保険者情報と個人情報保護について

日頃から東京都後期高齢者医療広域連合の運営にご協力いただきありがとうございます。さて、全国的に高齢者の所在が不明となっている事案につき、後期高齢者医療の給付情報の活用が検討されているところです。この給付情報の提供については、すでに提供された旨の報道等もありますが、各都道府県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護条例等の規定により取扱い方法が異なることから、東京都後期高齢者医療広域連合の給付情報を含む被保険者情報と個人情報保護との関係について、このたび改めて整理しましたので、下記のとおり今後の見解をお示しいたします。

記

1 給付情報の保有機関について

後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律第48条において広域連合と区市町村の事務分担が定められており、その規定から給付に関する事務（受付に係る事務を除く）は広域連合で行うこととなっています。また、電算システム（標準システム）における情報を保管するサーバは東京都広域連合が管理していること、さらに各区市町村の端末は給付情報に関しては閲覧のみ可能となっていること及び給付情報は区市町村が収集した情報でないことから、区市町村が給付情報を保有している状態とはいえないと解されます。

このことから、給付に関する情報を保有しているのは東京都広域連合となります。

2 区市町村の住民基本台帳の情報と後期高齢者医療被保険者の情報の関係について

高齢者の医療の確保に関する法律第54条第1項により、被保険者が広域連合に必要な事項を届出なければならないことが規定され、同条第10項においては、住民基本台帳法によって、区市町村に住民から転出等の届出があった場合は、広域連合に被保険者からの転出等の届出があったものとみなすこととされています。

また、75歳に達した者は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条により、必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届出なければならないこととなっておりますが、同規則第28条により、広域連合は公簿（住民基本台帳）等によって確認できるときは、当該届出を省略させることができることとなっております。

このことから、後期高齢者医療制度では、被保険者からの届出が原則となっているものの被保険者の利便等の理由から、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第10項のみなし規定や高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第28条の省略規定があるた

め、電算結合等で区市町村から住民基本台帳の情報の外部提供を受け、被保険者の認定等に活用したあとの情報は住民基本台帳そのものの情報ではなく、先に述べた法令のみなし規定等により、東京都広域連合が別途、管理保有している情報となります。

なお、外部提供いただいた住民基本台帳そのものの情報は、各区市町村の外部提供の条件に従って、適正に管理しております。

3 被保険者情報の保有者について

後期高齢者医療制度では、区市町村と広域連合が連携して制度を運営することとなっており、双方で収集した個人情報、「後期高齢者医療制度の運営に係わる業務であれば双方で活用できる」こととなります。しかし、「後期高齢者医療制度の運営に係わる業務でない場合」に被保険者情報を活用する場合は次表の被保険者情報の保有者の承諾の手続きが必要となります。

保有者	被保険者情報の内訳
区市町村	氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号 保険料徴収情報
広域連合	氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号 資格情報、給付情報

※ 「氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号」は、区市町村と広域連合がそれぞれ保有している個人情報となります。

【今回の高齢者所在確認に係る外部提供の場合】

高齢者所在確認は後期高齢者医療制度の運営に係わる業務でないため、被保険者の個人情報を活用するためには個人情報の保有者の承諾の手続きが必要です。

区市町村で必要な情報は、給付を受けていない被保険者の氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号等です。被保険者の氏名、住所、性別、生年月日、被保険者番号の情報は区市町村も保有していますが、給付の有無を前提としているため、給付情報を保有している東京都広域連合での手続きが必要となります。

4 被保険者情報に関する電算システムの運営について

区市町村と広域連合では、電算システムの運営にあたっては協定書を交わし、第4条により区市町村と広域連合の双方とも職務上知り得た個人情報を提供してはならないこととなっています。

5 個人情報保護条例の外部提供の条件について

一般的に外部提供した個人情報は、情報提供元が情報提供先に「秘密の保持義務」「申請目的以外の使用の禁止」「第三者への提供の禁止」「複写及び複製の禁止」「使用期間終了後の返還義務又は廃棄義務」「事故報告義務」を課すことが通常です。

東京都広域連合でも、被保険者情報の外部提供や電算結合にあたっては、上記の義務を課しています。

6 今後の給付情報の外部提供について

広域連合の情報公開・個人情報保護審議会で事前一括承認されている事案は、別紙のとおりです。

このうち、給付情報の区市町村への外部提供の案件はNo. 13、No. 15、No. 16及びNo. 20（高齢者の所在確認に関する給付情報の外部提供）となっています。これらの業務で給付情報の外部提供が必要なときは、「個人情報外部提供申請書」の提出をお願いいたします。

なお、区市町村後期高齢者医療担当課において、後期高齢者医療制度の運営（例：被保険者の相談業務、保険料の徴収等）に必要な情報を標準システムで閲覧し活用することは、従前どおり可能となっておりますので、念のため申し添えます。

7 広域連合から給付情報の外部提供を受けた場合の区市町村の対応について

区市町村からの高齢者の所在確認に関する給付情報の外部提供（広域連合審議会事前一括承認No. 20）の申請については、高齢者の所在確認のために給付情報を活用する部署が住民基本台帳担当課や高齢者福祉担当課等、複数課であると考えられますので、区市町村長名で申請していただくこととなります。

なお、区市町村の個人情報保護条例等によっては、本人以外から個人情報を収集する場合は情報公開・個人情報審議会への諮問や報告を要する場合もあるので、各区市町村の個人情報保護担当課への確認をお願いいたします。

8 広域連合から外部提供を受けた給付情報の目的外使用や第三者への提供について

広域連合から提供した情報をそのままの状態での目的外使用や第三者へ提供することはできません。

ただし、上記7にもあるように、区市町村長名で申請いただいた場合は、高齢者の所在確認の目的であれば区市町村内の全組織で給付情報の活用ができます。

また、広域連合から外部提供した給付情報を活用したのちの情報（例えば、給付情報で所在不明者の抽出をした後、実態調査等を行った結果など）は各市区町村が保有する個人情報です。

担 当

東京都後期高齢者広域連合

総務部総務課総務係 土田・小久保

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15階

電 話： 03-3222-4474

FAX： 03-3222-4477

Eメール： soumu@tokyo-kouiki.jp

外部委託及び外部提供に関する審議会事前一括承認基準
 (後期高齢者医療制度の事業に係わるもの)

	類 型		取り扱われる 個人情報の項目
	業 務	内 容	
1	各種調査・分析委託	広域連合が交付する個人情報または受託者が取材した個人情報に基づき、調査や分析を行い、成果物を作成する。	氏名、住所、電話番号、生年月日、調査・分析項目、成果物に必要な項目
2	出版物の作成委託	広域連合が交付する個人情報または受託者が取材する個人情報により、作品や成果物を作成する。	氏名、住所、肖像、成果物に必要な項目
3	名簿等の印刷委託	広域連合が提示する原稿により、名簿等を印刷する。	氏名、住所、電話番号、団体名、地位、役職
4	速記、テープ反訳、通訳の委託	会議等の出席者の発言を速記、テープ反訳し、または通訳を行う。	氏名、役職、発言
5	支払に伴う金融機関への口座振込委託	口座振替の依頼をした契約の相手方、償還払いの給付金の支払や謝礼・補助金等の交付先へ口座振込をする。	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、金額
6	収納に伴う金融機関からの口座振替委託	口座振替の依頼をした納入義務者の口座から収納金の口座振替をする。	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、金額、納税者氏名、整理番号
7	研修、講座等の委託	広域連合が提示する研修参加者等の名簿に基づき、研修・講座等を行う。	氏名、職業、役職、所属、年齢、性別、住所、健康状態
8	各種相談業務	相談希望者の相談を受け、適切な助言指導を行う。	氏名、住所、性別、年齢、電話番号、相談内容
9	データ入力委託	広域連合が提示する申請書等の内容をデータ入力する。	氏名、住所、生年月日、電話番号、入力に必要な項目

10	配送業務委託	広域連合が交付する帳票及びリスト等を区市町村等へ配送する。	氏名、住所、性別、年齢、電話番号、口座番号、送付物に記載されている項目
11	医療機関等からの被保険者情報照会に対する情報の外部提供	被保険者証の更新時等、医療機関等が、被保険者から正しい被保険者情報が得られなかったとき、医療機関等からの電話での照会に口頭で回答する。	氏名、性別、被保険者番号、資格取得・喪失年月日、保険証発行年月日、負担割合、所得区分
12	警察、検察庁、裁判所からの協力依頼に対する情報の外部提供	法令に基づく情報提供依頼があったとき、広域連合が保有する被保険者情報を提供する。	氏名、性別、住所、生年月日、被保険者番号、保険証発行・再交付年月日、医療機関受診履歴、給付状況、賦課・収納状況
13	他の法令又は例規等による医療に関する給付との調整に必要な情報の外部提供	<p>国、地方公共団体等からの求めに応じて、下記の被保険者情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の医療費負担事業に先行して後期高齢者医療の保険給付をした場合の求償及び差額調整のための情報 ・高額療養費支給に係る計算等の給付調整に必要な情報 ・他の医療費負担事業による給付、補償、助成、及びその審査のために必要な情報 	氏名、カナ、性別、住所、生年月日、被保険者番号、旧老健受給者番号、負担割合、所得区分、給付状況、保険者番号、資格取得・喪失年月日、保険証発行年月日、診療報酬明細書に記載されている項目等他法においての審査に必要な項目
14	厚生労働大臣等からの医療機関等の指導等の協力依頼に対する給付情報等の外部提供	高齢者の医療の確保に関する法律及び指導大綱等に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事から保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査を行うにあたって照会があったとき、広域連合が保有する給付情報等を提供する。	氏名、性別、住所、生年月日、被保険者番号、保険証発行・再交付年月日、医療機関受診履歴及び傷病名等診療報酬明細書に記載されている全項目

15	区市町村からの介護給付適正化に必要な照会に対する給付情報の外部提供	区市町村の介護保険において介護給付情報と医療給付情報を突合している。後期高齢者医療制度の施行により、後期高齢者医療の医療給付情報との突合を行うため、東京都国民健康保険団体連合会から照会があったとき、広域連合が保有する給付情報を提供する。	氏名、性別、生年月日、被保険者番号、診療年月、点数表、医療機関コード、在宅診療料、入院区分、診療実日数、決定点数、明細書番号
16	区市町村からの訪問指導に必要な照会に対する給付情報の外部提供	区市町村が重複・頻回受診者への訪問指導を行うにあたって必要な情報として区市町村から照会があったとき、広域連合が保有する給付情報を提供する。	氏名、性別、生年月日、被保険者番号、医療機関受診履歴及び傷病名等診療報酬明細書に記載されている全項目
17	厚生労働省からの療養費等の頻度調査依頼に対する給付情報の外部提供	厚生労働省から東京都を経由して毎年1回実施する療養費等の頻度調査の依頼があったとき、広域連合が保有する給付情報を提供する。	性別、生年月日、 施術内容
18	厚生労働大臣等からの年金給付適正化に係る協力依頼に対する給付実績のない被保険者に関する給付情報の外部提供	法令に基づく年金（恩給含む）の保険者から年金等の給付適正化に関し、特定の期間に給付実績のない被保険者の個人情報に関する依頼があったときに、広域連合が保有する給付情報の提供をする。	被保険者番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所
19	厚生労働大臣等からの年金給付適正化に係る協力依頼に対する特定の被保険者に関する給付情報の外部提供	法令に基づく年金（恩給含む）の保険者から年金等の給付適正化に関し、特定の被保険者の個人情報に関する依頼があったときに、広域連合が保有する給付情報の提供をする。	被保険者番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、給付の有無

20	区市町村からの高齢者の所在確認に係る協力依頼に対する給付実績のない被保険者に関する給付情報の外部提供	区市町村から高齢者の所在確認に関し、特定の期間に給付実績のない被保険者の個人情報に関する依頼があったときに、広域連合が保有する給付情報の提供をする。	被保険者番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、資格取得年月日
----	--	--	-----------------------------------

外部提供を依頼するものに、依頼文とともに誓約書を提出させるものとする。

電子申請による情報公開請求手続の導入について

1 これまでの経緯

本区では、情報公開請求手続について、事実関係を明確にしておく必要があることから、書面を窓口へ直接又は郵送、ファクシミリにより提出する方法で実施してきた。

平成21年度から都内の地方公共団体が共同利用する電子申請システムを利用して、電子申請による手続の導入を拡大してきているが、情報公開請求手続については、電子申請を導入することで、大量請求が増加するのではないかとの懸念や受付体制を検討する必要があったため、これまで導入を見送ってきた。

一方、23区では、周辺区を含む15区で導入しており、電子申請の導入が進んできている。

[参 考]

導入区：中央区、港区、北区、荒川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、豊島区、板橋区、練馬区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区

2 導入の目的

請求方法の多様化により、公開請求者の利便性を向上させるため、第4次電子自治体推進プラン及び電子申請の取組方針に基づき、情報公開請求手続について、電子申請を導入する。

3 導入後の手続の流れ

- ・請 求 請求者から電子申請
- ・決 定 広報課から主管課に依頼、主管課で決定後、決定通知書及び行政情報の写しを
 広報課に提出
- ・交 付 行政情報センターへの来所又は広報課から郵送（費用納付後）

4 個人情報の取扱い

(1) 情報の流れ

請求者 ⇄ 電子申請システム ⇒ 区

対象情報：請求者の住所、氏名、電話番号、件名又は内容、公開方法

(2) 保護対策

高度なセキュリティが維持された電子申請システムのLGWAN回線を利用して、請求者からの請求情報を受信する。

5 導入までのスケジュール

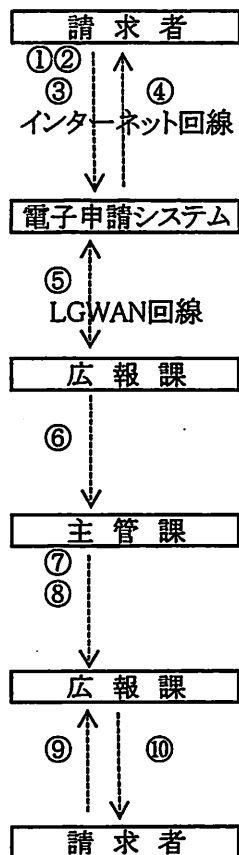
2月～3月 導入準備

4月 導入

6 情報公開条例上の取扱い

行政情報の公開請求方法として、条例の規定では、書面を提出することとなっているが、電子申請による場合でも、請求者からの請求情報の受信によって、運用上書面の提出があったものとみなす。

電子申請導入後の情報公開請求手続の流れ



- ① 電子申請システムのサイトで利用者情報を入力し、ID、パスワードを取得
- ② ID、パスワードを入力して、ログインし、申請書を入力
- ③ 送信
- ④ 到達確認

- ⑤ 電子申請システムにログインし、申請内容を確認

- ⑥ 申請内容を受付後、主管課に依頼

- ⑦ 行政情報の特定
- ⑧ 公開の可否決定、行政情報の写しの提出

- ⑨ 費用の納入(閲覧、非公開決定の場合を除く)
- ⑩ 閲覧、写しの交付(行政情報センターへの来所又は郵送)

従前
のとおり

東京電子自治体共同運営協議会の電子申請システムについて

1 東京電子自治体共同運営協議会

平成16年2月、都内52の地方公共団体が参画し、相互に協力・連携して電子自治体を実現し、住民サービスの向上と行政の高度化・効率化を図ることを目的した東京電子自治体共同運営協議会が設置されました。

近年の急速な情報通信技術の発展やインターネットの普及といったIT化が進む中、各自治体が共同利用可能なシステムを構築して共同でアウトソーシングしていくことにより、行政事務の効率化・迅速化、重複投資の抑制などが可能となり、都区市町村における行政の情報化を推進するのみならず、住民サービス等の向上を図ろうとするものです。

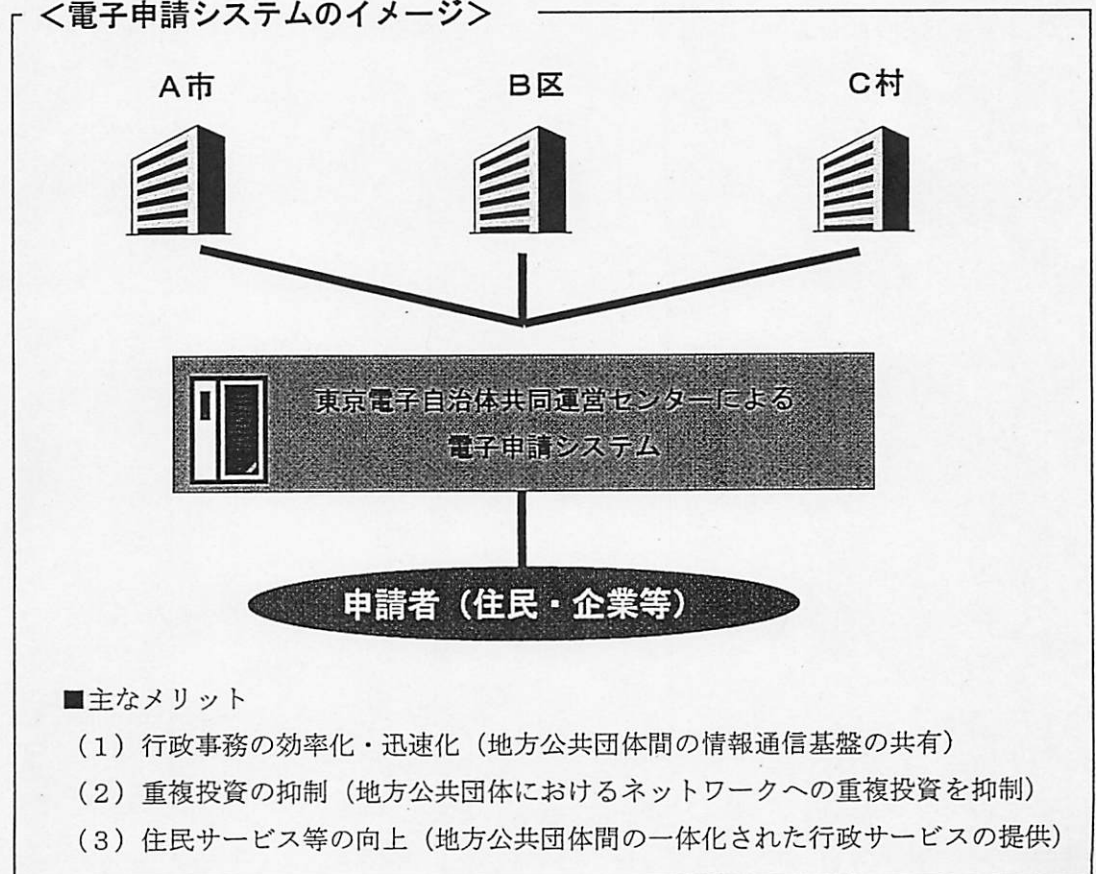
2 文京区が利用する電子申請システム

東京電子自治体共同運営協議会は、都内の地方公共団体が共同利用する電子申請システムの運用を平成17年1月に開始しました。

本区においても、そのシステムを利用して平成21年度に13手続き、平成22年度に5手続きの電子申請を実施し、区民サービスの向上を図ってきました。

平成23年1月現在、都内53の地方公共団体がそのシステムを利用しています。

<電子申請システムのイメージ>

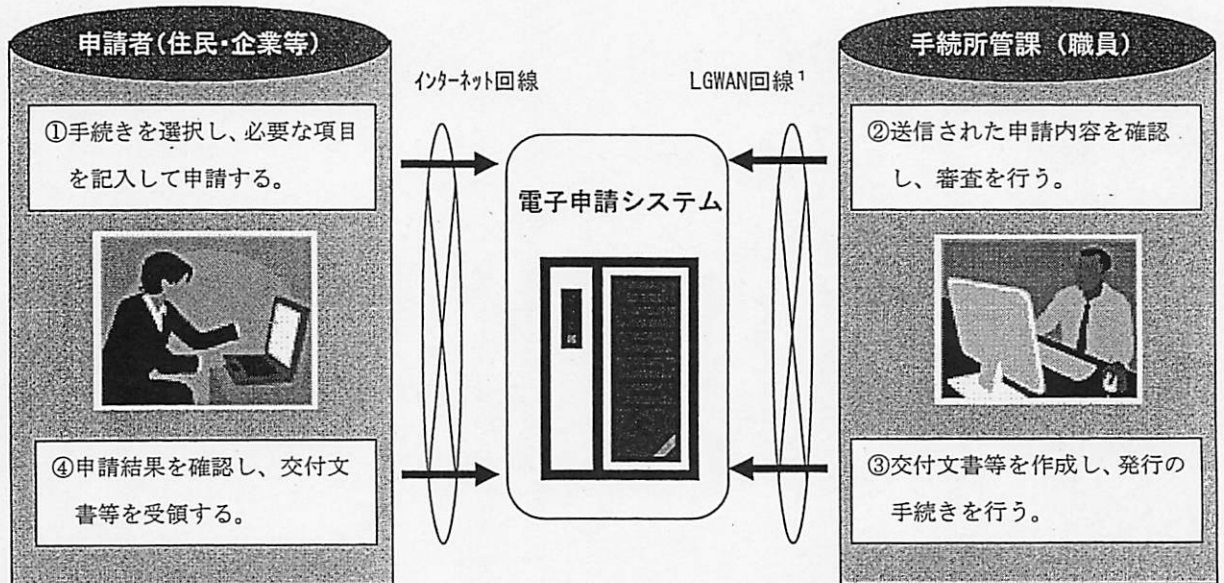


3 電子申請システムの簡単な流れ

申請者（住民・企業等）が電子申請しようとする場合、インターネット回線を利用して東京電子自治体共同運営協議会が運用する電子申請システムのサイトにアクセスします。

手続所管課（職員）は、LGWAN回線を利用して申請された内容を確認するとともに、必要に応じて交付文書等を作成し、申請者（住民・企業等）に発行します。

<電子申請のイメージ>



¹ LGWAN回線 Local Government Wide Area Networkの略。地方公共団体のコンピューターネットワークを相互に接続し、情報の共有、行政事務の効率化を目的とする高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

4 電子申請システムの基本的な操作

電子申請システムを利用して電子申請を行う申請者（住民・企業等）は、インターネット回線を利用して東京電子自治体共同運営協議会が運用する電子申請システムのサイトにアクセスし、事前に利用者情報を入力し「ID」と「パスワード」を取得します。

登録が完了すれば、必要な手続きを選択して電子申請を行います。

詳細な手順は以下のとおりです。

事前準備

■申請者（住民・企業等）は電子申請を行うため、「ID」と「パスワード」を取得します。（最初の1回のみ登録）

- ①電子申請のサイトに接続する。
- ②利用者情報（氏名・カナ氏名・メールアドレス・登録団体等）を入力する。
- ③仮登録のメールが送信される。（IDが付与される。）
- ④送信されたメールに書かれたURLから本登録画面に接続し、パスワードを設定して、登録が完了する。

申請書入力

■申請者（住民・企業等）は必要な手続きを選択して電子申請を行います。

- ①電子申請のサイトに接続し、必要な手続きを選択する。
- ②「電子申請を開始する」のボタンをクリックする。
- ③IDとパスワードを入力してログインする。
- ④電子申請に必要な項目（住所、電話番号など）を入力する。

送信

■申請者（住民・企業等）が内容を確認し、申請（送信）します。

- ①「送信」のボタンを押す。
- ②申請が完了する。

到達確認

■電子申請を正しく受けると、電子申請システムから自動的にメールが届きます。申請者（住民・企業等）は、「ID」と「パスワード」を使って申請状況がいつでも確認できます。

5 電子申請システムの利用が多い手続き

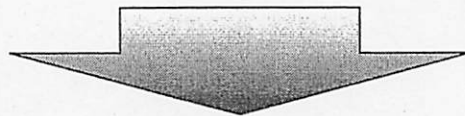
電子申請システムの利用が多い手続きには、どのようなものがあるのでしょうか。

平成22年7月に行った特別区における電子申請の利用実績調査から、具体的な手続きとそれらに共通する主なポイントをご紹介します。

■電子申請の利用が多い申請・届出等の手続き

■電子申請の利用が多い手続きは次のとおり。（上から多い順）

- ①「各種検診の申込」
- ②「自転車駐車場置場等利用登録の申請」
- ③「各種講座やイベントの申込」
- ④「職員採用の申込」
- ⑤「ケアプラン作成等届」
- ⑥その他（「こども手当現況届」、「区民債購入優先申込」など）



■これらの手続きに共通する主なポイントとは・・・？

- ・厳格な本人確認を必要としないもの※1
- ・電子納付の利用を必要としないもの※2
- ・添付書類が無い（少ない）もの
- ・押印を必要としないもの
- ・交付物等を受領するため、区役所の窓口に行く必要が無いもの
- ・若い世代が主な申請者であるもの

出入国管理及び難民認定法（入管法）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の改正について

1 概要

平成 21 年（2009 年）7 月 15 日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「法」という）が公布され、新たな在留管理制度が平成 24 年（2012 年）7 月から導入される。また、この制度の導入に伴い、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることになる。区では外国人住民の氏名、生年月日、性別、住所、国籍等、在留資格、在留期間の情報を新たに住民基本台帳に登録することとなる。これに伴い、法務省が保有する外国人情報と区の住民基本台帳情報間において外国人住民のデータ連携を取る必要があるとなった。この個人データのやり取りのため、区に法務省連携専用の端末を設置し、媒体（USB メモリを想定）を介して相互に情報の通知を行うものである。

2 関係法令

出入国管理及び難民認定法（入管法）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
住民基本台帳法

3 法務省と区の情報連携について

① 法務省通知

法務省で規定する事項（4、①の法務省通知の内容）に変更または誤りがあることが判明した場合に、法務省から法務省端末を通して区にその内容が通知される。区では、その通知に基づき当該外国人住民の住民票を職権により修正する。

② 区市町村通知

区では、外国人住民の住民票に、転入、転出、転居、職権記載、職権修正、職権消除などの異動があった場合、その内容を法務省端末を通して法務省に通知する。

4 業務で扱う個人情報

① 法務省通知

氏名、生年月日、性別、(旧)住所、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留カード番号または特別永住者証明書番号

② 区市町村通知

氏名、生年月日、性別、(旧)住所、国籍・地域、在留カード番号または特別永住者証明書番号、届出年月日または処理年月日、異動事実、異動事由、事由発生日、(新)住所

5 個人情報の流れ

法務省システム⇐LGWAN⇒法務省連携端末⇐媒体⇒区住民基本台帳システム

6 セキュリティ対策

法務省と区に設置された法務省連携端末の間は、総合行政ネットワーク（LGWAN）で接続をする。このネットワークは、財団法人地方自治情報センターが管理運営するもので、地方公共団体における電子政府の基盤であり、セキュリティ的にも高度な設計となっている。

また、法務省連携端末と区の住民基本台帳システムは媒体を介してやり取りを行うため、法務省連携端末、連携用の媒体及び住民基本台帳システムのインターフェースについては適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

7 対象者数（中長期在留者）

約7,400人

8 実施予定日

平成23年度中に既存住基システム改修

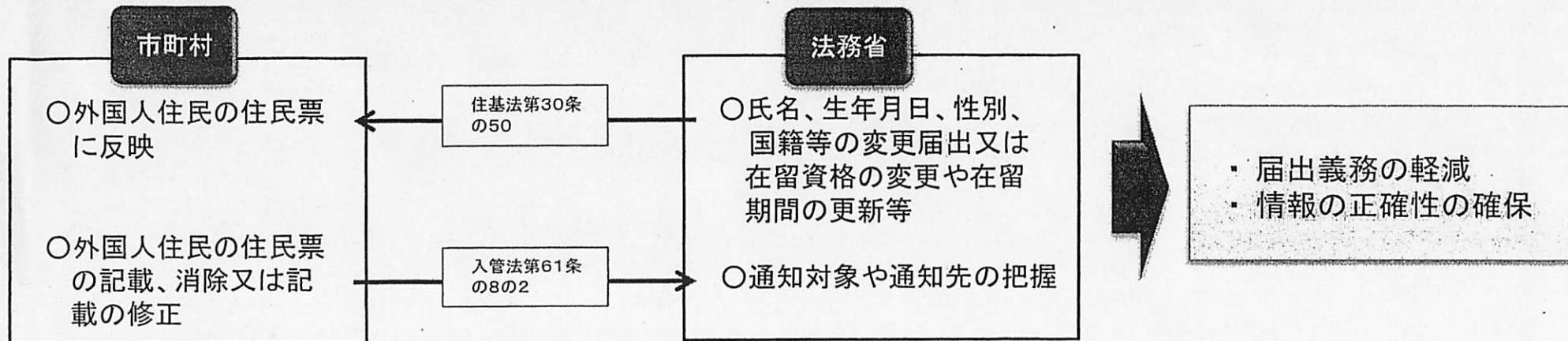
平成23年度1～3月に法務省端末設置予定

平成24年5月中に法務省連携テスト

平成24年7月法施行日から本稼働

9 個人情報保護条例上の取り扱い

法務省が設置する連携端末と区の住民基本台帳システムは媒体を介して対象となる外国人住民票情報をやり取りするため、条例第15条の3の規定に基づく外部結合には当たらない。



○ 改正住基法第30条の50(以下、「法務省通知」という。)

法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項、国籍等又は第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

○ 改正入管法第61条の8の2(以下、「市町村通知」という。)

市町村の長は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

←法務大臣通知を行うべき外国人住民の範囲及び通知先の市町村を正確に把握するため。

法務省通知が必要な場面 について (1)

1 住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合に、法務省通知を行う(法務省通知により住民票の記載の修正を行う)。

① 中長期在留者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	中長期在留者である旨	在留資格	在留期間	在留期間の満了日	在留カードの番号
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正 (入管法第19条の10①)	○					○
2	在留カードの有効期間更新 (入管法第19条の11)						○
3	在留カードの再交付 (入管法第19条の12、13)						○
4	在留資格の変更許可 (入管法第20条③)			○	○	○	○
5	在留期間の更新許可 (入管法第21条③)				○	○	○
6	永住許可 (入管法第22条③)			○	○	○	○
7	在留特別許可 (入管法第50条①)			○	○	○	○
8	特別永住許可 (入管特例法第5条②)		○ 特別永住者である旨	○ 削除	○ 削除	○ 削除	○ 特別永住者証明書の番号

② 特別永住者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	特別永住者である旨	(在留資格)	(在留期間)	(在留期間の満了日)	特別永住者証明書の番号
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正 (入管特例法第11条)	○					○
2	特別永住者証明書の有効期間更新 (入管特例法第12条)						○
3	特別永住者証明書の再交付 (入管特例法第13条、14条)						○
4	在留特別許可 (入管法第50条①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 在留カードの番号

法務省通知が必要な場面

について(2)

1 住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合に、法務省通知を行う(法務省通知により住民票の記載の修正を行う)。

③ 一時庇護許可者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	一時庇護許可者である旨	(在留資格)	上陸期間	(在留期間の満了日)	(番号)
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	○					
2	在留資格の取得許可 (入管法第22条の3)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
3	在留特別許可 (入管法第50条①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
4	上陸期間の変更 (入管法第18条の2①)				○		

(※)上陸期間の満了の日及び一時庇護許可番号は住民票の記載事項としない予定。

④ 仮滞在許可者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	仮滞在許可者である旨	(在留資格)	仮滞在期間	(在留期間の満了日)	(番号)
1	氏名、生年月日、性別、国籍等の変更・訂正	○					
2	難民認定に伴う 在留資格の取得許可 (入管法第61条の2の2①)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
3	難民不認定等に伴う 在留特別許可 (入管法第61条の2の2②)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 在留期間	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
4	仮滞在期間の更新許可 (入管法第61条の2の4④)				○		

(※)仮滞在期間の満了の日及び仮滞在許可番号は住民票の記載事項としない予定。

⑤ 出生又は国籍喪失による経過滞在者

事由	事項	氏名、生年月日、性別、国籍・地域	経過滞在者である旨	(在留資格)	(在留期間)	(在留期間の満了日)	(番号)
1	在留資格の取得許可 (入管法第22条の2③)		○ 中長期在留者である旨	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 新規記載	○ 在留カードの番号
2	特別永住許可 (入管特例法第4条②)		○ 特別永住者である旨				○ 特別永住者証明書の番号

法務省通知が必要な場面 (3)

2 中長期在留者である旨等、住基法第30条の45に掲げる区分に変更又は誤りがあることを知った場合、法務省通知を行う(法務省通知により住民票の削除を行う)。

事由	対象者
1 再入国許可を受けずに出国(入管法第25条)	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者
2 再入国許可の有効期間(みなし再入国期間)の経過(入管法第26条、第26条の2)	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者
3 難民旅行証明書の有効期間の経過(入管法第61条の2の12)	中長期在留者、特別永住者
4 退去強制令書の発付(入管法第47条⑤、第48条⑨、第49条⑥)	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者 (5、6、10、12、15により通知を受けている場合を除く)
5 在留資格の取消し(入管法第22条の4①)	中長期在留者
6 在留期間の経過(入管法第20条第4号)	中長期在留者
7 在留資格の変更許可(入管法第20条③)	中長期在留者
8 在留期間の更新許可(入管法第21条③)	中長期在留者
9 在留特別許可(入管法第50条①)	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者
10 在留期間の経過(入管法第61条第6号)	一時庇護許可者
11 在留資格の取得許可(入管法第22条の3)	一時庇護許可者
12 仮滞在期間の経過(入管法第61条の2の1)	仮滞在許可者
13 難民認定に伴う在留資格の取得許可(入管法第61条の2の2①)	仮滞在許可者
14 難民不認定等に伴う在留特別許可(入管法第61条の2の2②)	仮滞在許可者
15 在留資格の有効期間の経過(入管法第22条の2)	経過滞在者
16 在留資格の取得許可(入管法第22条の2③、④)	経過滞在者

(7、8、9、11、13、14、16)→許可の結果、中長期在留者等でなくなった場合が想定される。

法務省通知の通知事項 について

法務省通知に含まれる情報

個人を特定する情報

氏名、生年月日、性別、
国籍・地域、(旧)住所、在留
カード番号・特別永住者証明書
番号 (※1)



住民票の異動に関する情報

・ 事由発生日
・ 異動事由 (※2)



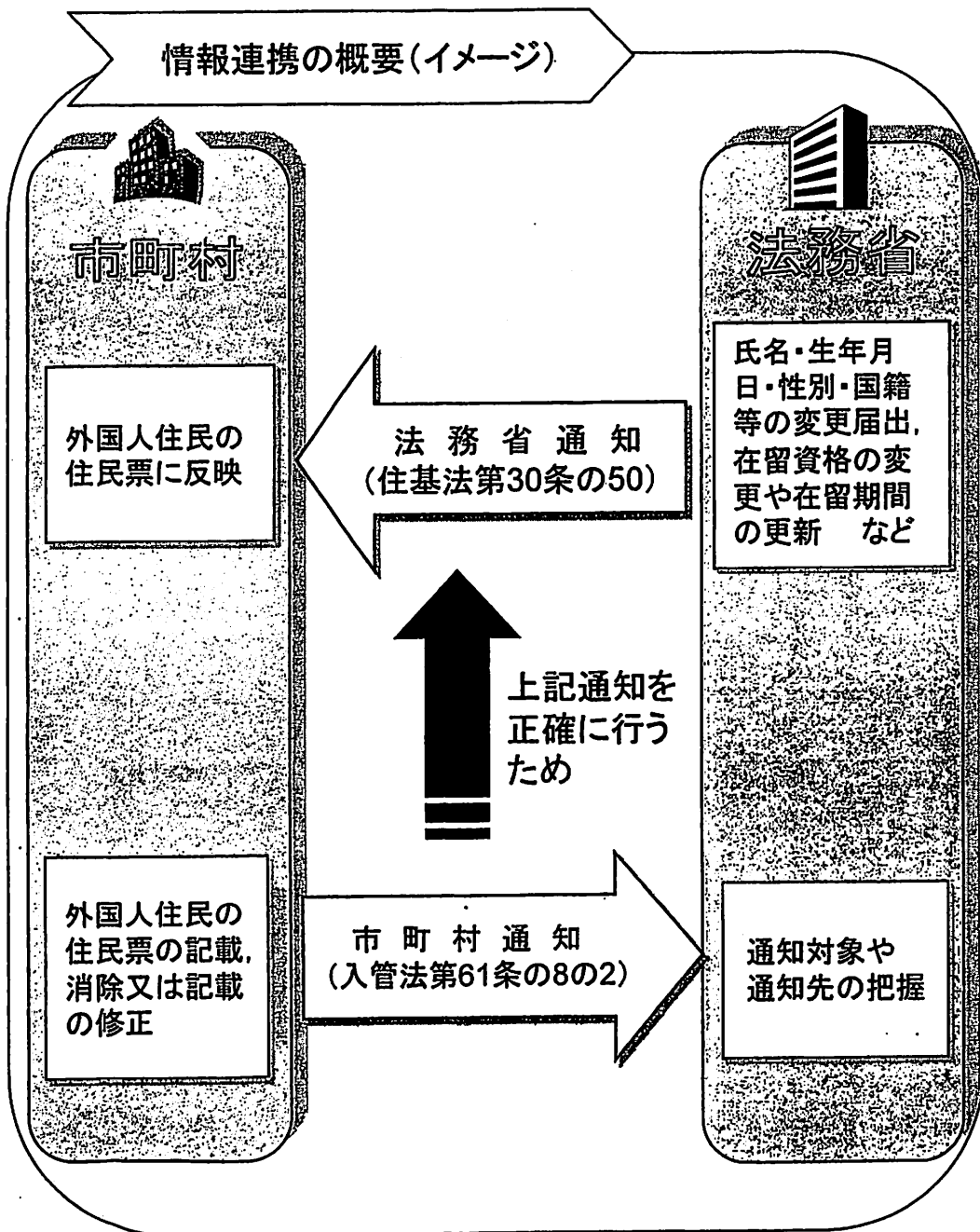
住民票の異動内容

(※1) 一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞在者については、在留カード番号等がないため、通知には含まれない。

(※2) 在留資格の変更等によって、中長期在留者等でなくなった場合には、その旨も通知する。

法務省と市町村との情報のやりとり等(入管法第61条の8の2関係)(1)

情報連携の概要(イメージ)



通知の目的

法務省通知を行うべき外国人住民の範囲や通知先の市町村を正確に把握

法務省・市町村間の確実な情報連携

(参考) 平成21年6月18日衆議院総務委員会(抜粋)

(改正入管法第61条の8の2の目的について)

ご指摘の住民基本台帳法第30条の50と改正入管法61条の8の2の規定は対になっておるわけですが、61条の8の2の規定と申しますのは、法務大臣が外国人から届け出のあった氏名等の変更情報などを市区町村に通知するに当たりまして、その通知を行うべき外国人の範囲、あるいは通知先の市町村を正確に把握するためというものでございます。

(具体的な事例について)

外国人住民が出生、死亡したことにより外国人住民票を記載又は削除した場合にはその旨の情報を、あるいは行政区画の変更などがあった場合には変更後の住所情報をそれぞれ市町村から法務大臣に通知してもらうようなことを考えております。

法務省と市町村との情報のやりとり等（入管法第61条の8の2関係）（2）

届出に基づく住民票の記載等

外国人住民	住基法上の届出	
	適用条文	処理
中長期在留者・特別永住許可者	転入届（第30条の46）※	記載
	転出届（第24条）	消除
一時庇護許可者・仮滞在許可者	転入届（第22条）	記載
	転入届（第30条の46）	記載
	「中長期在留者等」となった場合の届出（第30条の47）	記載
	転居届（第23条）	修正
経過滞在者	転出届（第24条）	消除
	転入届（第22条）	記載
	転居届（第23条）	修正
	転出届（第24条）	消除

※再入国許可により出国し、(出国前の転出届等により)住民票が消除された状況で再入国した後に、再入国出国前と同じ住所で新規転入届が行われ、これに基づいて住民票が記載された場合

市町村長の職権による住民票の記載等

住基法施行令上の職権記載等	
適用条文	処理
届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において届出がないことを知ったとき（第12条第1項） （例）実態調査により転入届がされていないことが判明して住民票が記載された場合	記載 消除 修正
戸籍に関する届書等の受理等を行い、又は他市町村から住基法第9条2項の規定による通知を受けたとき（第12条第2項第1号） （例）国籍取得等に基づき職権修正が行われた場合 死亡届、死亡報告、失踪届等に基づき職権消除が行われた場合 〔経過滞在者について〕 （例）出生届により経過滞在者に係る住民票が職権記載された場合 国籍喪失届により経過滞在者となった者に係る職権修正が行われた場合	記載 消除 修正
不服申立てについての決定等又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき（第12条第2項第6号〔6号ハを除く〕）	記載 消除 修正
行政区画等の変更等に伴い住所の表示の変更があったとき（第12条第2項第7号）	修正
住民基本台帳に脱漏、誤載があり、又は住民票に誤記、記載漏れがあることを知ったとき（第12条第3項）	記載 消除 修正

改正住基法施行日における住民票への移行等

異動事由	住基法適用条文	処理
附則第3条第1項の規定により作成した仮住民票が施行日において住民票になったとき	附則第4条第1項	記載
施行の際現に外国人住民であるが、仮住民票が作成されなかった者からの届出があったとき	附則第5条第1項	記載

市町村通知を要しない場面

- 世帯変更届又は外国人間の続柄の変更届又は職権に基づく世帯事項に関する住民票の記載の修正
- 各種被保険者資格又は児童手当受給資格の得喪に関する住民票の記載の修正
- 法務省通知に基づく住民票の消除・修正

法務省と市町村との情報のやりとり等（入管法第61条の8の2関係）（3）

市町村通知に含まれる情報

個人を特定する情報

氏名、生年月日、性別、国籍・地域、(旧)住所
在留カード番号・特別永住者証明書番号

新住所情報

（住所の変更を伴わない場合は不要）

住民票の異動に関する情報

〔届出に基づく異動〕

・届出年月日、異動事実・異動事由

〔職権処理に基づく異動〕

・処理年月日、異動事実・異動事由

〔異動事実〕記載/削除/修正
〔異動事由〕転入/転居/
転出(国内・国外)

〔異動事実〕記載/削除/修正
〔異動事由〕職権記載/職権削除/
職権修正(住基法施行令第5条文番号)

その他の情報

〔事由発生年月日〕

- ・転出予定年月日
- ・死亡年月日
- ・国籍喪失年月日、国籍取得年月日

入管法第19条の7等又は入管特例法第10条の届出があった時に通知すべき情報

個人を特定する情報

氏名、生年月日、性別、国籍・地域、(旧)住所
在留カード番号・特別永住者証明書番号

異動を示す情報

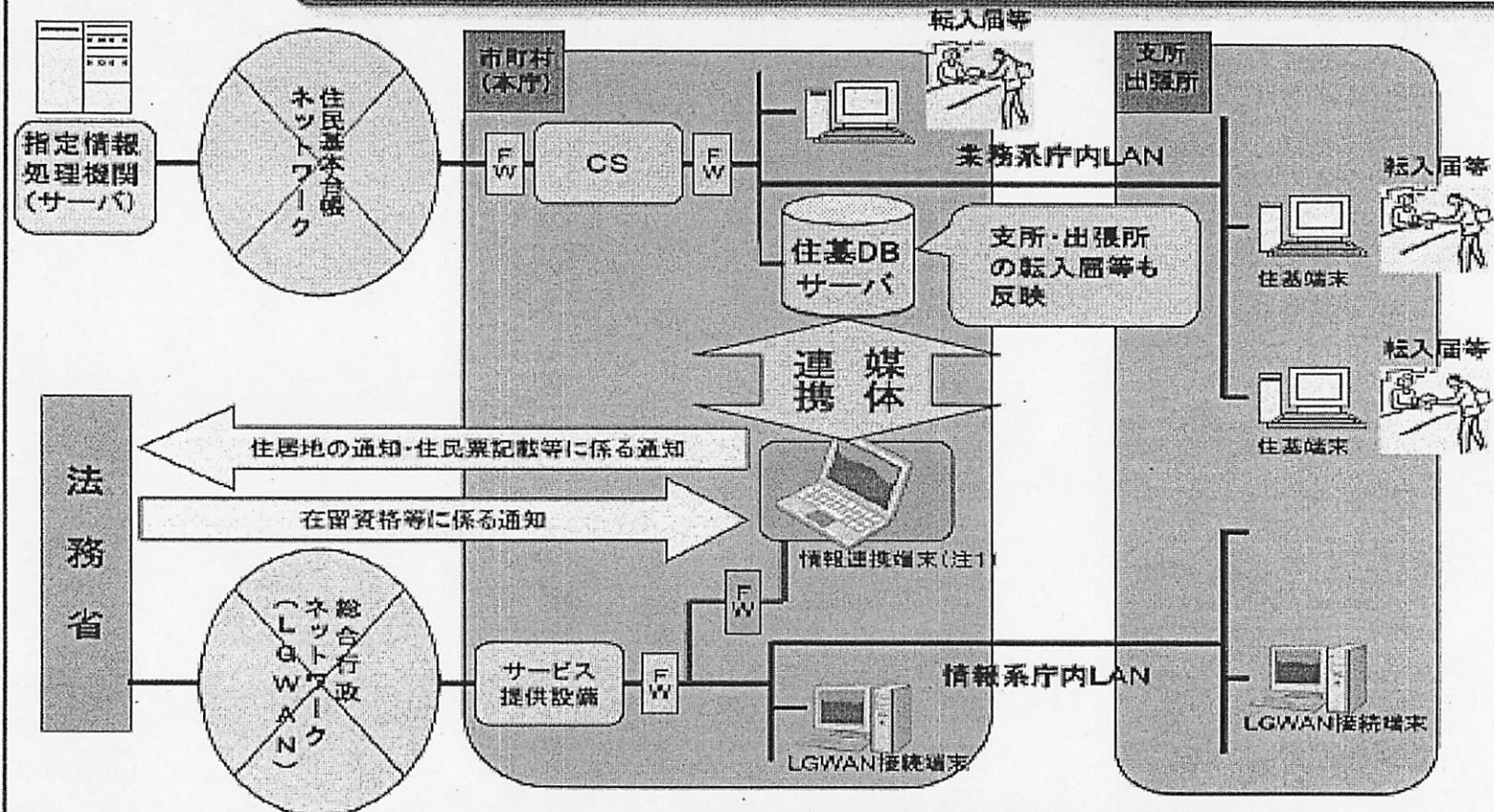
異動事由
届出年月日
転入又は転居年月日

〔異動事由〕
「転入」又は「転居」

新住所情報

法務省と市町村との情報連携

LGWAN接続パターン①(情報系庁内LANと接続している市町村)



(注1) 情報の中継を目的(個人情報データベースを構築しない。)

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

報告資料 2 - 3

(平成21年7月15日公布)

<改正概要>

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。 (施行期日：入管法等改正法の施行日(公布後3年以内の政令で定める日))
 - 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
 - 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。 (施行期日：公布後3年以内の政令で定める日)
 - 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
 - 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。

※ ①に関して、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布された。

【外国人住民関係の改正内容】

住民票を作成する対象者

・ 中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者 等

住民票の記載事項

・ 氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

法務大臣からの通知

・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

その他

・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
・ 閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置付け（イメージ）

現行制度

新制度

在留管理

【入管法】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可(在留資格、在留期間)
- ・不法滞在者の取締り

【入管特例法】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位(永住資格等)の安定化
- ・特別永住許可(経由事務)(※)

(※)法定受託事務

【外登法】(市町村の法定受託事務)

- ・登録の申請(新規・変更)
- ・外国人登録証明書の交付
- ・外国人登録原票の作成・管理

【新入管制度】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可(在留資格、在留期間)
- ・在留情報の届出(新規・変更)
- ・在留カードの交付
- ・不法滞在者の取締り
- ・住居地の届出(経由事務)
- ・住居地情報の在留カードへの反映 } (※)

【新入管特例制度】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位(永住資格等)の安定化
- ・特別永住許可(経由事務)
- ・特別永住者証明書の交付(経由事務)
- ・住居地の届出(経由事務) } (※)

【外登法は新入管制度に集約】

各種行政サービスに活用するための外国人の情報を市町村が把握できなくなる

在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握

住民行政

(市町村の自治事務)

外登法により登録されている情報を市町村が各種行政サービスに活用

事実上、市町村の各種行政サービスに活用

【住民基本台帳制度(外国人住民)】(市町村の自治事務)

- ・外国人住民に係る住民票の編成、記録の適正な管理
- ・外国人住民に係る住民票への記載のための届出
- ・各種行政サービスへの活用(手続のワンストップ化)

基礎的行政サービスを提供するための基盤の確立

住民基本台帳制度の対象となる外国人の範囲について

* 観光目的など短期滞在者等を除く、適法に3カ月を超えて在留する外国人であって、住所を有する者

対象者

- 中長期在留者(在留カード交付対象者) <入管法(改正後)第19条の3>
 - ・ 本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者
 - ① 三月以下の在留期間が決定された者
 - ② 短期滞在の在留資格が決定された者
 - ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
 - ④ 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの
- 特別永住者 <入管特例法第3条～第5条>
- 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 <入管法第18条の2・第61条の2の4>
 - ・ 一時庇護許可者 … 難民の可能性のある者であって、一時的に上陸を許可された者
 - ・ 仮滞在許可者 … 難民認定申請をした不法滞在者について、難民認定手続を進める上で、仮の滞在を許可された者
- ^{しゅっしょう}出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 <入管法第22条の2>
 - ・ 出生又は日本国籍の喪失により本邦に在留することとなった外国人について、60日を限り、在留資格を有することなく適法に在留することができる。
 - ※ 児童手当の支給など、出生のときから行政サービスの対象となりえる。また、国民健康保険など、日本国籍を有していたときから継続的に行政サービスの対象となりえる。

住民票イメージ（日本人の場合）

(注)住民票の様式は法定
されておらず、あくまで
イメージである。

住 民 票

氏 名	総務 一郎	生年月日	昭和18年 2月 1日	性別	男 女	住民票コード	135.....246
住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション101号				住民となった 年月日	平成21年 4月 1日	
前 住 所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入				平成21年 4月 3日 届出		
世帯主の 氏 名	総務 一郎	世帯主との 続 柄	本人				
本 籍	東京都港区六本木1丁目2番地3号				筆頭者	総務 太郎	
備 考							

塗りつぶし（黄色）
→外国人住民には適用
されない記載事項

選挙人名簿

登録	○
----	---

国民健康保険

資格取得		資格喪失	
平成21年 4月 1日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
退職被保険者又 は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日	
退・被扶	年 月 日	年 月 日	
退・被扶	年 月 日	年 月 日	

後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

介護保険

資格取得	資格喪失
平成21年 4月 1日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

国民年金

記号	番号
資格得喪・種別変更	
年 月 日	得・種変・喪 1・任
年 月 日	得・種変・喪 1・任

児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

外国人住民に係る住民票イメージ

(注)住民票の様式は法定されておらず、あくまでイメージである。

住 民 票

① 氏 名	KIM EUNHEE	② 生年月日	1960年 7月 8日	③ 性別	男 女	住民票コード	123.....456
④ 住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション202号				⑤ 外国人住民 となった年月日	平成21年 4月 1日	
⑥ 前住所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入					平成21年 4月 3日 届出	
世帯主の 氏 名	金田 太郎	世帯主との 続 柄	妻	国 籍 等	韓国	塗りつぶし(黄色) →外国人住民特有の 記載事項	
第30条の45 に規定する 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 中长期在留者 <input type="checkbox"/> 特別永住者 <input type="checkbox"/> 一時庇護許可者・仮滞在許可者 <input type="checkbox"/> 経過滞在者(出生・国籍喪失)	在留資格	日本人の配偶者等		在留カード等 の番号	
		在留期間等	3年	在留期間等の 満了の日	2012年 3月29日		
備 考	○閲覧制度：日本人と同様に、①～④の4情報のみ開示 ○交付制度：日本人と同様に、原則として①～⑥の6情報(基礎証明事項)を開示 ※ 本人からの特別の請求がある場合等は、基礎証明事項以外の事項(世帯情報や国籍等)についても記載して交付することが可能。						

国民健康保険

資格取得		資格喪失	
平成21年 4月 1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日	
退・被扶	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日	年 月 日

後期高齢者医療

資格取得		資格喪失	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

介護保険

資格取得		資格喪失	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

国民年金

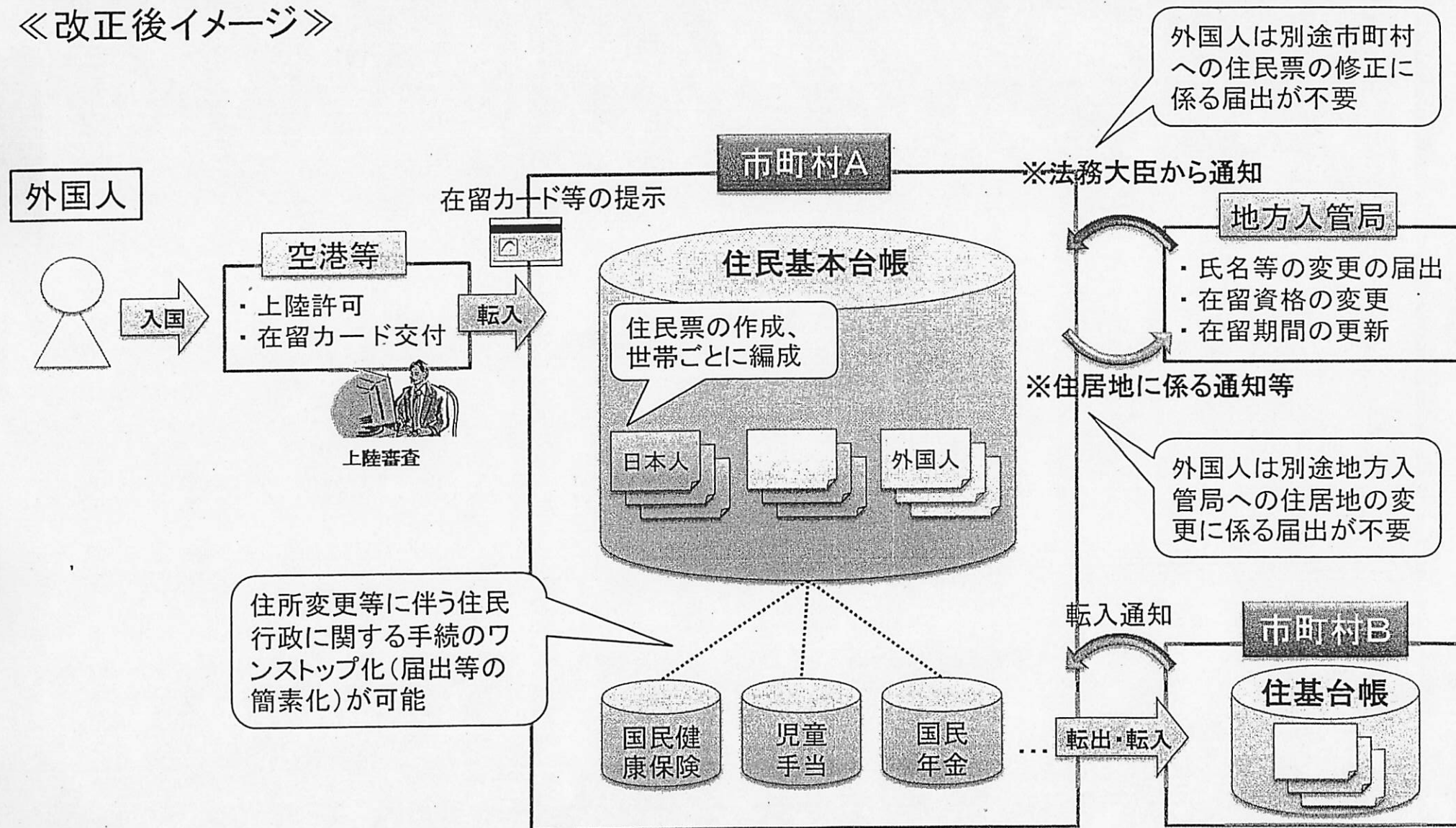
記号 2468	番号 113355
資格得喪・種別変更	
平成21年 4月 1日	(得)・種変・喪 (1)・任
年 月 日	得・種変・喪 1・任

児童手当

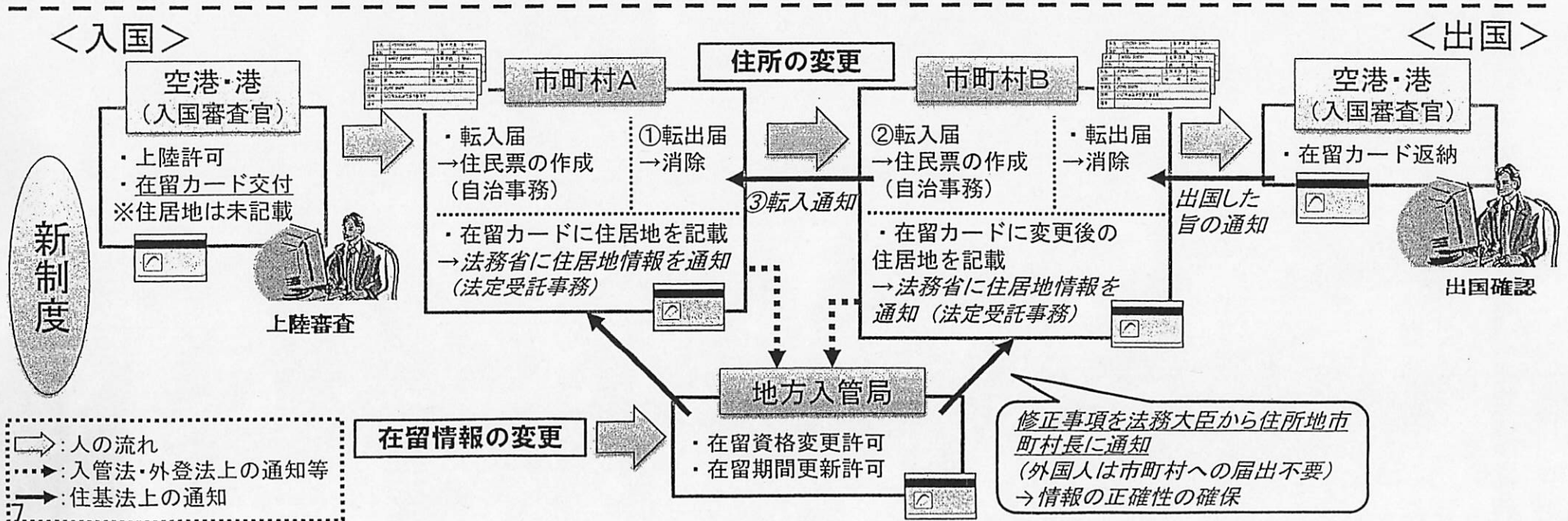
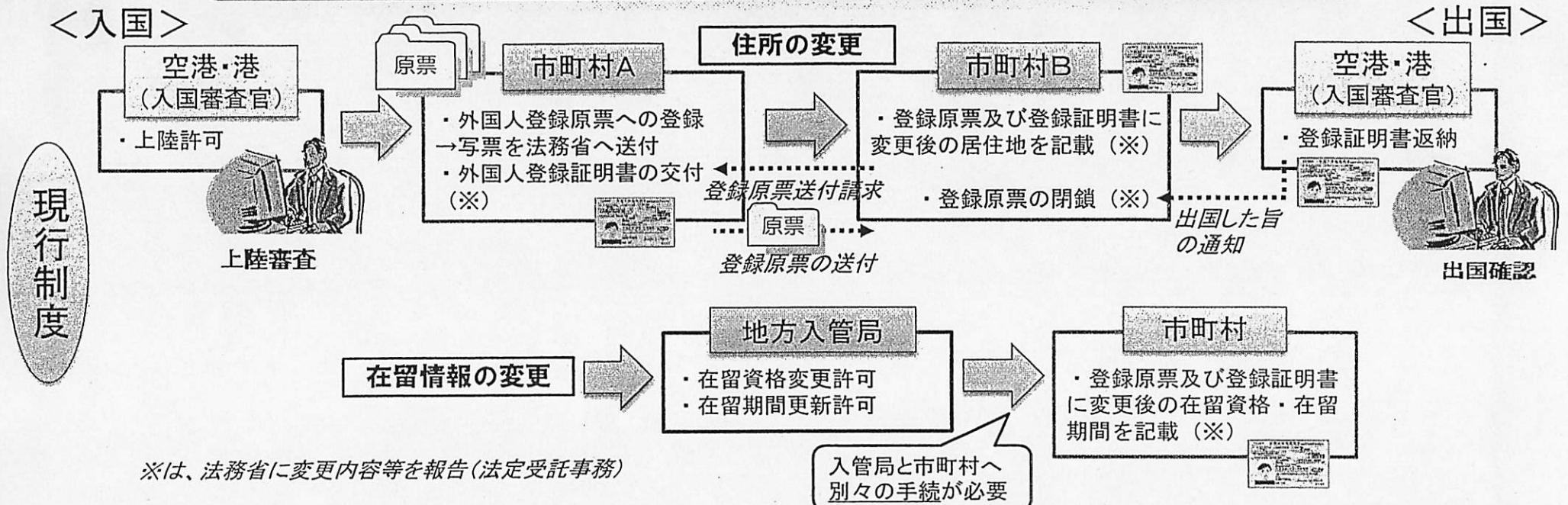
支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

外国人住民の動きと市町村及び法務省（入管局）との情報の流れ

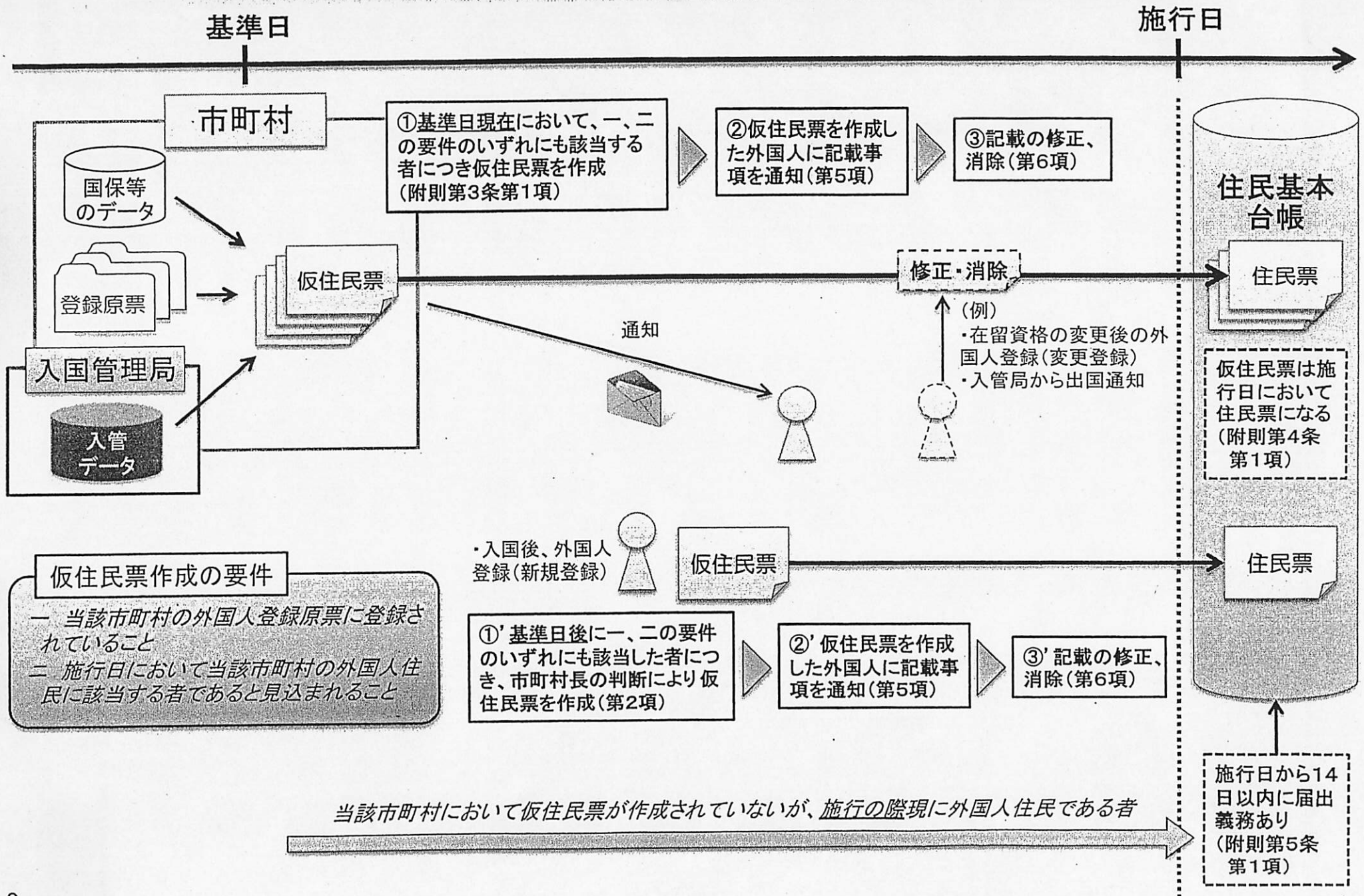
《改正後イメージ》



在留外国人の入国から出国までの流れ

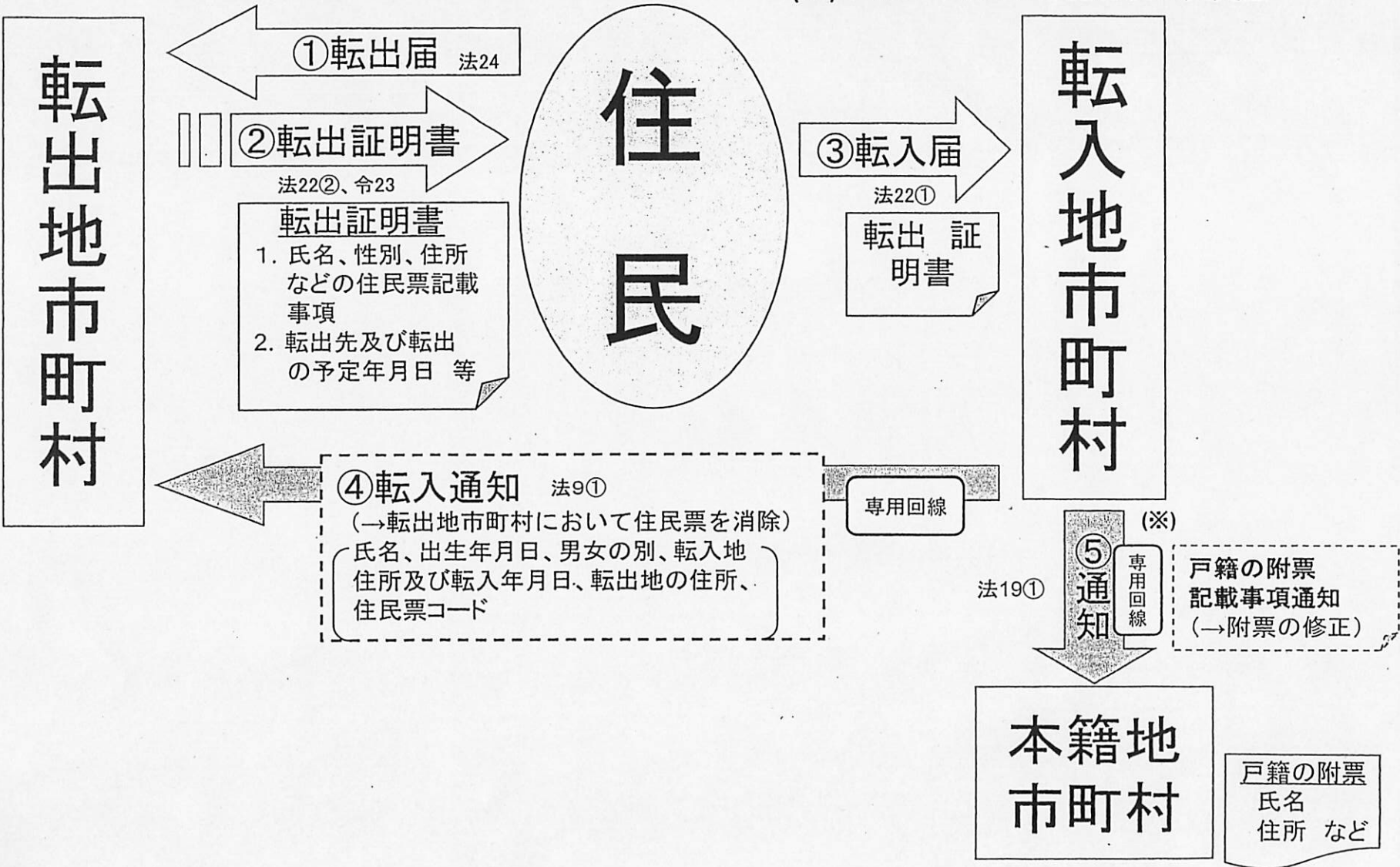


外国人住民に係る住民票への移行措置



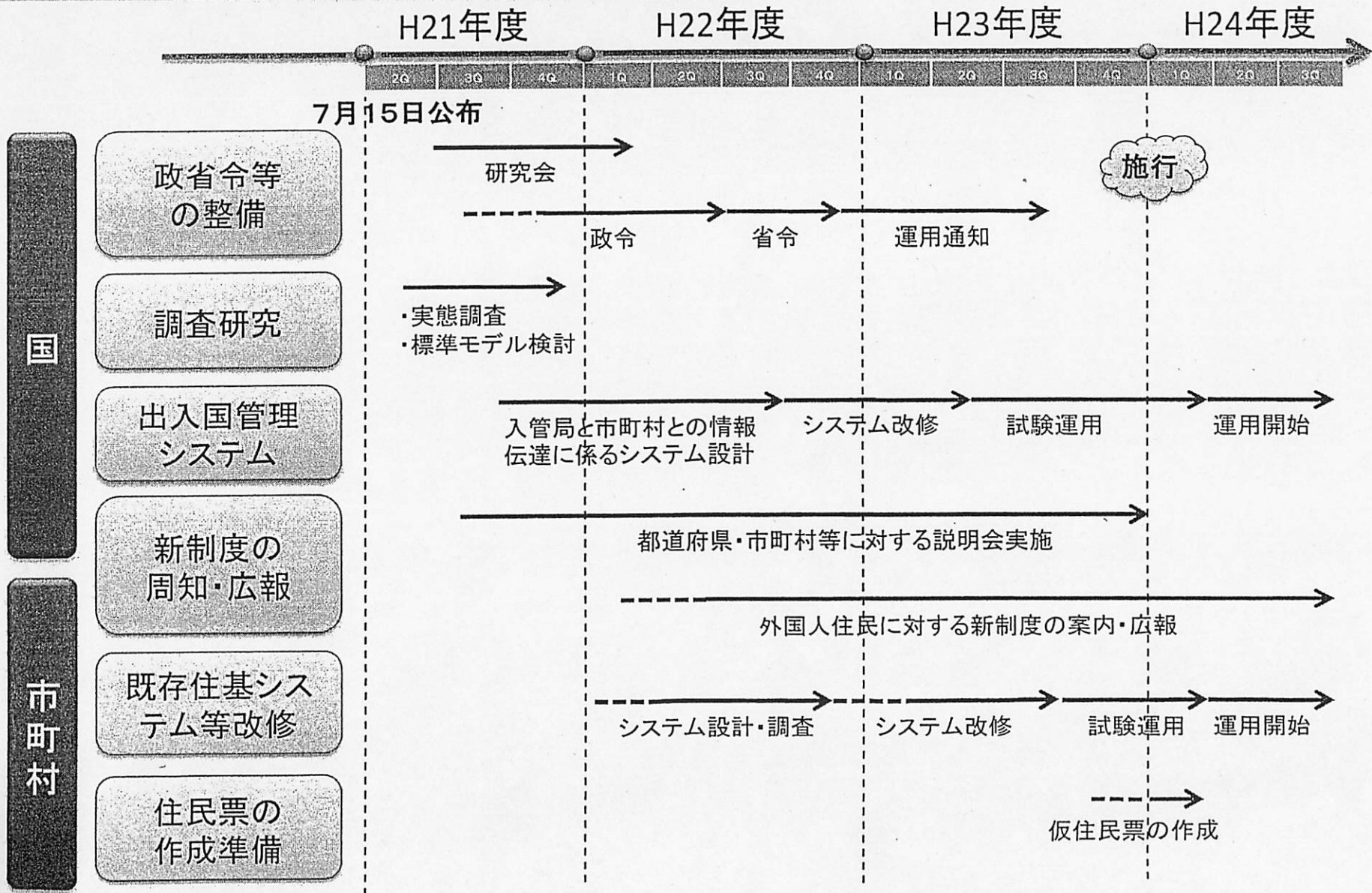
転入・転出の際の市町村間のデータの流れ(イメージ)

(※)平成21年改正法、施行後の変更点



外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行について

移行に向けた今後のスケジュール(イメージ)



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の概要

法務省入国管理局

- 1 新たな在留管理制度の導入（参考資料1）【施行日：公布の日から3年以内（注1）】
 - （1）法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度の構築
 - （2）適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置
 - ① 在留期間の上限の伸長（3年→5年）
 - ② 再入国許可制度の見直し（みなし再入国許可制度の導入等）
- 2 特別永住者に係る措置（特別永住者証明書の交付）（参考資料2）【施行日：公布の日から3年以内（注1）】
- 3 外国人研修制度の見直しに係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】
 - （1）以下の活動行うことができる在留資格として「技能実習」を整備する。
 - ① 在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うもの（国等が受け入れる場合を除く。）について、労働関係法令の適用を可能とするための活動
 - ② ①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能を要する業務に従事するための活動
 - （2）事実と異なる在職証明書等の作成に関与して研修生が入国することを幫助するような悪質なブローカーに対処するため、偽変造文書作成の教唆・幫助等に係る退去強制事由を規定する。
- 4 在留資格「留学」と「就学」の一本化【施行日：公布の日から1年以内（注1）】

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化する。
- 5 入国者收容所等視察委員会の設置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】
- 6 拷問等禁止条約等の送還禁止規定の明文化【施行日：公布の日（注2）】
- 7 在留期間更新申請等をした者の在留期間の特例に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】

在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了までにされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる規定を設ける。
- 8 上陸拒否の特例に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】

上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、上陸を拒否しないことができる規定を設ける。
- 9 乗員上陸の許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務に係る措置【施行日：公布の日から6月以内（注1）】
- 10 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由等の整備に係る措置【施行日：公布の日から1年以内（注1）】

（注1）施行日は、政令で定めます。

（注2）拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約については、当該条約が発効次第、施行されます。

新たな在留管理制度の概要について

1 はじめに

新たな在留管理制度は、適法な在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。対象者には、後述する在留カードが交付されます。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになりますので、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人の方々に対する利便性を向上する措置が可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

この新たな在留管理制度は、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内に施行されます。

2 対象者

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間に在留する外国人で、具体的には次の方々以外の方々です。例えば、観光目的で日本に短期間滞在する外国人の方は新たな在留管理制度の対象外となります。

- ① 3月以下の在留期間が決定された者
- ② 短期滞在の在留資格が決定された者
- ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
- ④ これらの外国人に準じたものとして法務省令で定める者
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

3 在留カード

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留カードには、写真が表示されるほか、次の事項が記載されます。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
- ② 住居地（本邦における主たる住居の所在地）
- ③ 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- ④ 許可の種類及び年月日
- ⑤ 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- ⑥ 就労制限の有無
- ⑦ 資格外活動許可を受けているときはその旨

4 新たな在留管理手続の流れ

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、中長期在留者には**在留カード**を交付します。

住居地の(変更)届出

住居地を定めてから14日以内に、住居地を**市区町村**に届け出てください。
その後、住居地を変更した場合も同様です。

氏名等の変更届出

氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したときは、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

所属機関等に関する届出

「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く)や、「留学」等の学ぶ資格
⇒所属機関の名称若しくは所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの
⇒配偶者と離婚又は死別した場合、14日以内に**地方入国管理局**に届け出てください。

在留カードの再交付

紛失、盗難、滅失、又は著しい毀損、汚損等をした場合には、**地方入国管理局**に再交付を申請してください。

※上記以外の理由で在留カードの交換を希望する場合にも、再交付の申請ができます。その場合には、実費相当の手数料を負担していただきます。

在留審査

在留期間更新申請、在留資格変更許可等により中長期在留者となった場合に、**在留カード**を交付します。

5 利便性を向上する措置

(1) 在留期間の上限の伸長

現在「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。

また、「留学」の在留資格については、本年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっておりますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。

(2) 再入国許可制度の見直し

① みなし再入国許可制度の導入

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。

また、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者については、出国後2年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。

② 再入国許可の有効期間の上限の伸長

再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。

また、特別永住者の方については、これまでの「4年」から「6年」に伸長されます。

6 罰則等

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられています。

(1) 在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）

① 偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5号）

② 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な事由がある場合を除く。）（第7号）

③ 住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な事由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）

(2) 退去強制事由（入管法第24条）

① 在留カード及び特別永住者証明書の偽変造等の行為（第3号の5）

② 中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役以上の刑に処せられたこと（第4号の4）

(3) 罰則

① 中長期在留者の各種届出等に関し、虚偽届出等や届出等義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2、第71条の3）

② 不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）

③ 在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）

特別永住者の制度の概要について

1 はじめに

特別永住者については、新たな在留管理制度の対象とはせず、基本的には、現行制度を実質的に維持しつつも、利便性向上の観点から、制度の見直しを行っています。

この新たな制度は、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内に施行されます。

2 制度の概要

新たな在留管理制度の構築に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書も廃止されますが、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものとして重要な役割を果たしていることにかんがみ、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしています。

また、特別永住者証明書の記載事項については、これを必要最小限にするとの観点から、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減しています。その上で、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしています。

さらに、再入国許可制度を緩和することとしており、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者においては、原則として、2年以内に再入国する出国について再入国許可は不要になります。

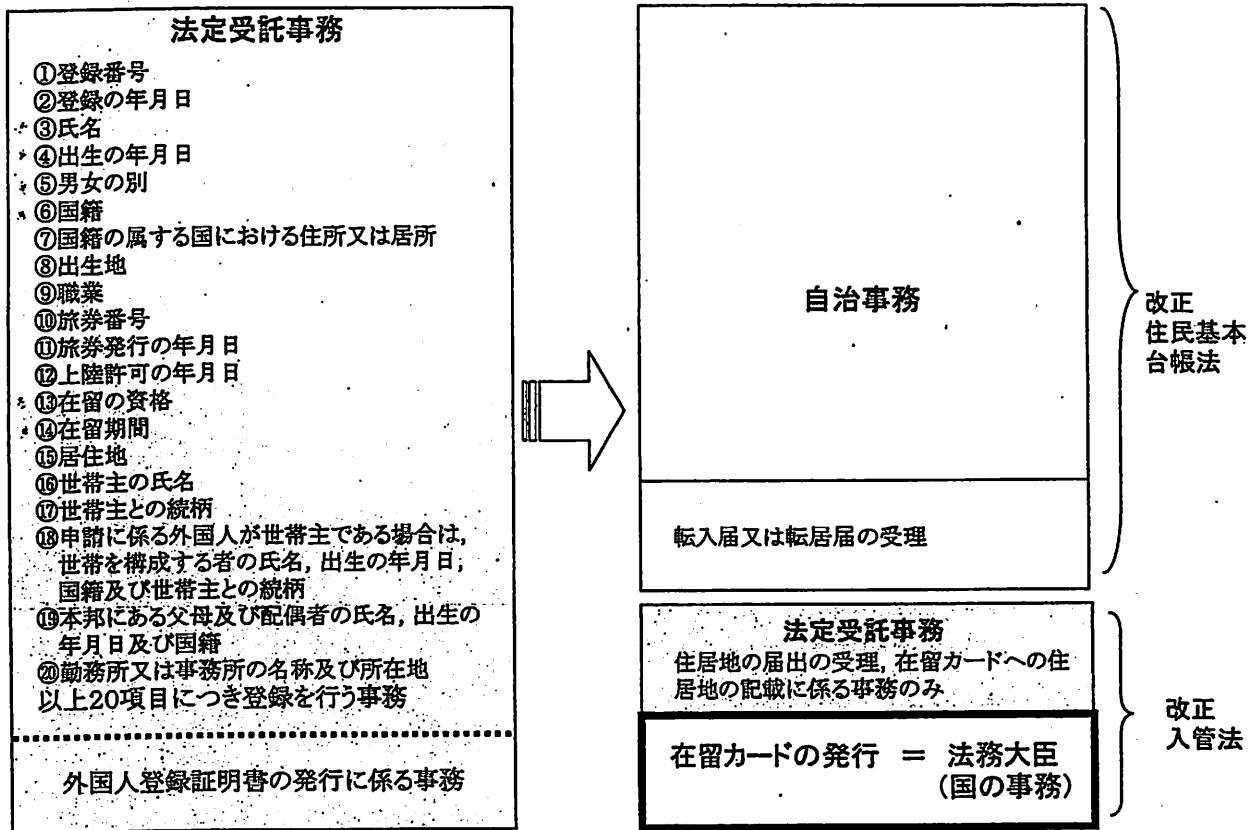
3 特別永住者証明書

新たな制度の導入に伴い交付される特別永住者証明書には、写真が表示されるほか、次の事項が記載されます。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

- ① 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
- ② 住居地
- ③ 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

1. 新たな制度における法定受託事務、自治事務等の区分

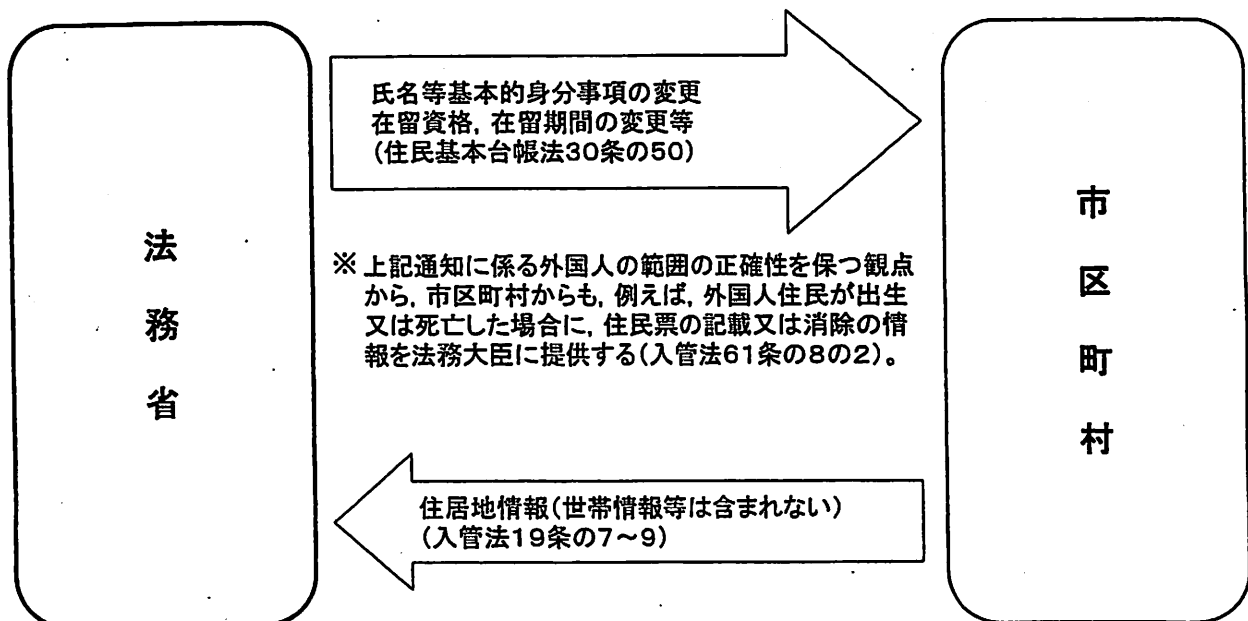
<外国人登録法>



※ ③④⑤⑥⑬⑭については、変更の都度、法務大臣から市区町村に通知され、住民基本台帳に反映される。

※ 住民基本台帳制度上の転入届又は転居届が行われた場合には、入管法上の住居地届出とみなされる。

2. 法務省と市区町村の情報のやりとり



運営審議会行政情報報告書

23文都建第600号

平成23年12月16日

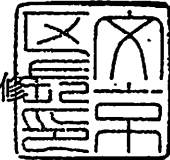
文京区情報公開制度及び

個人情報保護制度運営審議会会長 殿

(実施機関名)

文京区長

成澤 廣修



文京区情報公開条例(以下「条例」という。)により、次のとおり文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会に報告します。

1 公開請求に係る行政情報の件名又は内容	昭和51年度～平成23年度 建築確認申請受付簿の写し
2 条例の根拠	(1) 条例第10条第2項(裁量的公開) (2) 条例第11条第2項(存否応答拒否) (3) 条例第14条第2項(決定期限の特例的延長)
3 備考	公開請求日:平成23年10月18日 公開請求された行政情報が著しく大量であるため、5年ごとの公開とし、期間は、平成23年10月19日平成24年8月16日までとする。

情報公開請求概要

公開請求の内容	昭和51年度～平成23年度分建築確認申請受付簿の写し
請求年月日	平成23年10月18日 (郵送)
受理年月日	平成23年10月19日 (受付番号23-180)
公開の区分	写しの交付
実施機関	文京区長
特例延長までの 決定内容	平成23年10月19日 延長決定 【延長期限】 平成23年11月 2日 【延長理由】 公開の可否部分の決定に日時を要するため
	平成23年11月 2日 再延長決定 【延長期限】 平成23年12月16日 【延長理由】 行政情報が大量で、内容を確認し、公開できる部分の区分の事務に日時を要するため
	平成23年12月16日 一部公開決定 【対象情報】 昭和51～55年度分建築確認申請受付簿 【非公開とする部分の内容】 (1)建築主住所氏名欄の個人の住所、氏名及び法人の個人名 (2)建築主が個人の場合の敷地地名地番 (3)用途欄に住宅・専用住宅・長屋・重層長屋と記載がある敷地地名地番 (4)印影 【非公開とする理由】 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため 【非公開とする根拠】 条例第7条第2号
特例延長の 決定内容	平成23年12月16日 特例延長決定 【条例第13条第3項に規定による決定期間】 平成23年10月19日から平成23年12月16日まで 【特例延長する期間】 平成23年12月16日から平成24年 8月16日まで 【上記特例延長期間内に公開決定等をする部分】 昭和56年度～平成23年度分建築確認申請受付簿の写し 【残りの行政情報について公開決定等をする期限】 平成24年8月16日 【特例延長する理由】 公開請求された行政情報が著しく大量であるため

取消訴訟について

事件番号	事件名	事件概要	結果
平成22年 (行ウ) 第378号	行政情報一部 非公開決定処 分取消等請求 事件	診療報酬明細書等の公開請求について、非公開情報である個人に関する情報が記録された行政情報に当たるとして、条例第7条第2号に基づき一部非公開とした。	
		これに対して、平成22年7月22日東京地裁に取消訴訟が提起された。 判決では、非公開とした部分に係る文書について、公開の義務付けを求める部分を却下し、行政情報一部公開決定のうち非公開とした部分の取消を求める請求を棄却（一部却下）した。	請求棄却（一部却下） （平成23年1月27日判決 言渡）
平成22年 (行コ) 第53号	行政情報一部 非公開決定処 分取消等請求 控訴事件	その後、この判決を不服として、控訴人から東京高裁に控訴が提起された。 判決では、控訴人の請求は理由がないから棄却（一部却下）した。	控訴提起 （平成23年2月10日東京 高等裁判所） 控訴棄却（一部却下） （平成23年6月22日判決 言渡）
平成23年 (行ツ) 第314 号、（行 ヒ）第 351号	行政情報一部 非公開決定処 分取消等請求 上告提起事件	その後、この判決を不服として、上告人から最高裁に上告が提起された。 判決では、上告人の請求は理由がないから棄却した。	上告提起 （平成23年7月6日） 上告棄却 （平成23年11月10日）